

学校法人鹿児島純心女子学園 鹿児島純心女子大学ガバナンス・コードの点検結果について

点検基準日：令和4年9月30日

【参照】学校法人鹿児島純心女子学園 鹿児島純心女子大学ガバナンス・コード

<https://www.k-junshin.ac.jp/jundai/dcms/wp-content/uploads/2021/10/6e9373ebc116a60a9dea7586763885cc.pdf>

点検結果（○：遵守，△：不十分，×：未取組）

大項目	中項目	小項目	点検結果	備考
1-1 建学の精神	(1) 建学の精神・理念		○	
	(2) 建学の精神・理念に基づく人材像		○	
1-2 教育と研究の目的（私立大学の使命）	(1) 建学の精神・理念に基づく教育目的等	①	○	
		②	○	
		③	○	
		④	○	
		⑤	○	
	(2) 中期的な計画の策定と実現に必要な取組みについて	①	○	
		②	○	
		③	○	
		④	○	
		⑤	○	
		⑥	○	
	(3) 私立大学の社会的責任等	①	○	
		②	○	
		③	○	
2-1 理事会	(1) 理事会の役割	①	○	
		②	○	
		③	○	
		④	○	
		⑤	○	
		⑥	○	
		⑦	○	
		⑧	○	
		⑨	○	
2-2 理事	(1) 理事の責務（役割・職務・監督責任）の明確化	①	○	
		②	○	
		③	○	
		④	○	
		⑤	○	
		⑥	○	
		⑦	○	
	(2) 学内理事の役割	①	○	
		②	○	
	(3) 外部理事の役割	①	○	
		②	○	
		③	○	
	(4) 理事への研修機会の提供と充実		○	

2-3 監事	(1) 監事の責務（役割・職務範囲）について	①	○	
		②	○	
		③	○	
		④	○	
		⑤	○	
	(2) 監事の選任	①	○	
		②	○	
		③	○	
	(3) 監事監査基準	①	○	
		②	○	
		③	○	
	(4) 監事業務を支援するための体制整備	①	○	
		②	○	
		③	○	
		④	○	
	2-4 評議員会	(1) 諮問機関としての役割	①	○
②			○	
③			○	
④			○	
⑤			○	
⑥			○	
⑦			○	
⑧			○	
⑨			○	
⑩			○	
(2) 評議員から意見を引き出す議事運営方法の改善に努めます。			○	
(3) 評議員会は、本学園の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができます。			○	
(4) 評議員会は、監事の選任に際し、理事長が評議員会の同意を得るための審議をします。その際、事前に理事長は当該監事の資質や専門性について十分検討します。			○	
2-5 評議員	(1) 評議員の選任	①	○	
		②	○	
		③	○	
		④	○	
	(2) 評議員への研修機会の提供と充実	①	○	
		②	×	研修機会の提供について、コロナ禍もあり十分な機会を設けられていません。今後、研修機会の確保を行います。

3-1 学長	(1) 学長の責務（役割・職務範囲）	①	○	
		②	○	
		③	○	
	(2) 学長補佐体制（副学長・学部長の役割）	①	○	
②		○		
3-2 教授会	(1) 教授会の役割（学長と教授会の関係）		○	
4-1 学生に対して	(1) 学生の学びの基礎単位である学部等においても、3つの方針（ポリシー）を明確にし、入学から卒業に至る学びの道筋をより具体的に明確にします。	①	○	
		②	○	
		③	○	
4-2 教職員等に対して	(1) 教職協働		○	
	(2) ユニバーシティ・ディベロップメント：UD	①	○	
		②	△	FDについて、3つの方針（ポリシー）を年度当初の大学教職員研修会で全体的に明示したが、個々の教員への浸透が十分でなかったため、今後、わかりやすい資料作りや明示の説明の仕方等の工夫改善に努めます。
		③	○	
4-3 社会に対して	(1) 認証評価及び自己点検・評価	①	○	
		②	○	
		③	○	
	(2) 社会貢献・地域連携	①	△	社会の発展と安定に貢献することについては、コロナ禍の中、十分な貢献には至っていないため、今後はコロナ対策を徹底し、ニーズに合った出張講義等を増やし多様な成果を還元できるように努めます。
		②	○	
		③	△	時代の要請に応じた生涯学習の場を広く提供することについては、「さわやか健康栄養教室」を開催したが、コロナ禍の中、定員に達しない状況もあり、今後はコロナ対策を徹底し、ニーズに合った講義内容を検討し、広く提供できるように努めます。
		④	○	
		⑤	△	社会全体のサステナビリティを巡る課題の対応については、コロナ禍の中、地域社会との交流が進まなかった。今後はコロナ対策を図り、関係機関とも連携をとりながら包括的に対応することに努めます。

4 - 4 危機管理 及び法令遵守	(1) 危機管理のための体制整備	①	○	
		②	○	
		③	○	
	(2) 法令遵守のための体制整備	①	○	
		②	○	
		③	○	
5 - 1 情報公開 の充実	(1) 法令上の情報公表	①	○	
		②	○	
	(2) 自主的な情報公開		○	
	(3) 情報公開の工夫等	①	○	
		②	△	情報公開に当たっては、法令等に基づき、適切に対応しているが、「情報公開方針」の策定までに至っていないため、今後他の教育機関の状況等も参考に、早急な方針策定に努めます。
		③	○	
④		○		